官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（総務三四五）　二
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産二八）　三
〔その他告示〕
○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の附属書の改正に関する件（外務四〇六）　三
○パプアニューギニア独立国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（同四〇七）　三
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一五三六）　四
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一五三七）　四
○肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件（同一五三八）　四
○農薬を登録した件（同一五三九）　四
○農薬の登録が失効した件（同一五四〇）　四
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一五六）　五
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通九六六）　五
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（同九六七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局七八～八〇）　六
○道路に関する件（中部地方整備局九四）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一二一、一二二）　六
〔人事異動〕
内閣　法務省　福岡県　仙台市　大阪市　堺市　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示四）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八
令和七年度の衛生管理者試験の実施に関する公示（国土交通省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一九）　八
〔資　料〕
令和七年八月中国際収支状況（速報）及び令和七年四～六月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　九
〔公　告〕
官庁
建設業の許可の取消処分、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六条の二の規定に基づく権限のある当局の認定関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

法規的告示

○総務省告示第三百四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年十月二十一日

総務大臣　村上誠一郎

㈠　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
日本維新の会参議院比例区第16支部	後藤　斎	六（令和）、一二、二七

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大津綾香後援会	小林　宏	六（令和）、一二、三一
水素で国民の健康を守る会	田中　聖二	六、一二、三一
ゼロの会	田中　聖二	六、一二、三一
柳桃会政治経済研究所	栗林　功	六、一二、三一

○財務省・農林水産省告示第二十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十一日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え九年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分七厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
五年以下	年一分二厘五毛
五年を超え七年以下	年一分三厘五毛
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え十年以下	年一分五厘五毛
十年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分七厘五毛

償還期限	利率
九年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分七厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分一厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分二厘五毛
六年を超え八年以下	年一分三厘五毛
八年を超え九年以下	年一分四厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分五厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分六厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分七厘五毛

十三年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分一厘

十四年を超え十五年以下	年一分八厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分九厘五毛
十六年を超え十八年以下	年二分五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分一厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

その他告示

○外務省告示第四百六号

平成十年九月十日にロッテルダムで作成された「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（以下「条約」という。）の附属書Ⅲの一部は、条約第二十二条5の規定に従い、次のように改正され、その改正は、令和七年十月二十二日に効力を生ずる。

（令和七年七月十日付け国際連合事務総長通報）

令和七年十月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

附属書Ⅲの表中カルボフランの項の次に次のように加える。

カルボスルファン	五五二八五―一四―八	駆除剤
附属書Ⅲの表中エチレンオキシドの項の次に次のように加える。		
フェンチオン（一リットルにつき有効成分量六四〇グラム以上の高濃度少量（ＵＬＶ）散布用製剤）	五五―三八―九	著しく有害な駆除用製剤

○外務省告示第四百七号

令和七年九月十六日にポートモレスビーで、パプアニューギニア独立国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

令和七年十月二十一日

外務大臣　岩屋　毅

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、日本国政府の代表者とパプアニューギニア独立国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、パプアニューギニア独立国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、四億円（四〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2　(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3　(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5　(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が免除されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i) 計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。
(j) 被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。
(k) 被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。
(l) 生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。
(m) 計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。
(n) 計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。
(o) 生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2) 被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3) 被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4) 被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本官は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年九月十六日にポートモレスビーで

日本国外務副大臣　宮路拓馬

パプアニューギニア独立国
外務大臣　ジャスティン・トカチェンコ閣下
（パプアニューギニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、パプアニューギニア独立国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十五年九月十六日にポートモレスビーで

パプアニューギニア独立国
外務大臣　ジャスティン・トカチェンコ

日本国外務副大臣　宮路拓馬殿

○農林水産省告示第千五百三十六号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Fragaria L.	A13 29MC	Masia Ciscar S.A. Carretera de La Redondela, sin numero, Lepe, Huelva, Spain	第35860号 令和７年８月12日
〃	A13 26MC	〃	第35861号 令和７年８月12日
Impatiens walleriana Hook. f.	Balglimsal	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第36637号 令和７年８月25日

○農林水産省告示第千五百三十七号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Camellia L.	ヒライ Hirai	平井湊晨 埼玉県深谷市上野台76―１	第31625号 令和７年８月４日
Eremophila R. Br.	ホイップクリーム	**角**田俊則 群馬県沼田市岡谷町387	第34552号 令和７年８月６日
Mentha L.	KRTM-01	金子諒平 埼玉県北葛飾郡杉戸町本郷202―10	第35436号 令和７年８月25日
Rosa L.	RSTQ-005	株式会社ROSETIQUE JAPAN 東京都世田谷区等々力八丁目12番３号　等々力プチメゾン２―Ｂ	第37444号 令和７年８月19日

○農林水産省告示第千五百三十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、令和七年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、六四七、八〇〇円
褐毛和種	一頭につき、六一〇、六〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二二〇、六〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三九二、八〇〇円

○農林水産省告示第千五百三十九号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十月一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24986	ダイムロン・フェノキサスルホン・フェンキノトリオン・ベンスルフロンメチル剤	ラオウ豆つぶ２５０	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
24987	ダイムロン・フェノキサスルホン・フェンキノトリオン・ベンスルフロンメチル剤	ラオウジャンボＭ	〃

○農林水産省告示第千五百四十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定により公告する。

令和七年十月二十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

令和７年８月20日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
7263	ＰＡＰ乳剤	日農エルサン乳剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸

令和７年８月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所
17025	エスプロカルブ・ベンスルフロンメチル粒剤	日農フジグラス粒剤17	〃
23980	イプフェンカルバゾン・イマゾスルフロン・ベンゾビシクロン水和剤	ツルギフロアブル	〃
24189	イプフェンカルバゾン・イマゾスルフロン・ベンゾビシクロン粒剤	ツルギジャンボ	〃
23412	メタアルデヒド粒剤	メタレックスＲＧ粒剤	フランス共和国　ポンデュカス市　ボネル　ベーベー５　デ　サンゴス　代表取締役社長　ニコラフィヨン（東京都三鷹市井の頭四丁目２番１号　和田哲夫）

（備考）　（　）は国内管理人の氏名及び住所である。

○経済産業省告示第百五十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年十月二十一日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
令和七年九月十二日からの大雨に伴う災害	三重県	令和七年九月十二日から令和八年一月二十日まで
	四日市市	

○国土交通省告示第九百六十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の九の規定により、同規則第十八条の六第二項第二号に掲げる事項について変更の届出があったので、同規則第十八条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年十月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

㈠　登録番号　23

㈡　登録基幹技能者講習実施機関の名称

一般社団法人　全国ダクト工業団体連合会

㈢　変更後の代表者の氏名　中川　信

㈣　変更年月日　令和七年七月十日

○国土交通省告示第九百六十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

令和七年十月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録番号　補・第１―㈤号

二　登録養成施設の名称　国土交通大学校

三　変更後の養成施設の長の氏名　大澤　一夫

四　変更年月日　令和七年十月一日

○東北地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　湯沢市小野字橋本一一〇番から同市桑崎字上谷地二六一番一まで　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十一日

○東北地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩手県二戸郡一戸町中山字西火行二七番一〇から同町中山字西火行二七番一まで	前	一六・二〇～四二・一〇メートル	一・二四〇キロメートル
	後	一六・二〇～四二・一〇メートル	一・二四〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　岩手県二戸郡一戸町中山字西火行二七番一〇から同町中山字西火行二七番一まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十一日

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
静岡県賀茂郡河津町小鍋字神田一八〇番三から同町大鍋字下段野二番二まで	前	二五・五三～一一九・四九メートル
	後	二五・五三～一一九・四九メートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥栖市原町字本町一〇四七番三から同市原町字下原七四六番まで	前	二六・五五～四五・三〇メートル
	後	二六・五五～四五・三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三　号　鳥栖市原町字笹尾一〇八〇番から同市曽根崎町ウグメ田一四六三番三まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年十月二十一日

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　赤澤　亮正
　経済産業大臣武藤容治海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う
　国務大臣に指定する　赤澤　亮正
　同　内閣府特命担当大臣武藤容治海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる　鷲見　周久
　佐野　豪俊　前川　信隆
　特命全権公使　丸山　浩平
　仲條　一哉　野村　護　平野　隆一
　市川　恵一　久野　和博　米谷　光司
　戸島　仁嗣　石橋　洋信　関口　昇
　特命全権大使に任命する（各通）（以上十月十六日）
○財務大臣臨時代理解職　村上誠一郎
　国務大臣　村上誠一郎
　財務大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　村上誠一郎
　同　内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上十月十七日）

法務省

検事　髙嶋　卓
令和七年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は令和八年三月三十一日までとする
令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする（十月十七日）

福岡県

○教育委員会委員再任
　松浦賢長委員は、十月一日再任された。

仙台市

○教育委員会委員任命
　山田理恵委員は、十月四日任期満了し、同月五日次の者が任命された。
　教育委員会委員　高橋　知子
○監査委員選任
　庄司俊充委員は、十月七日辞職し、同月八日次の者が選任された。
　監査委員　小野寺利裕

大阪市

○教育委員会委員任命
　巽樹理委員は、五月三十一日任期満了し、欠員であったところ、十月一日次の者が任命された。
　教育委員会委員　古川　知子

堺市

○教育委員会委員再任
　長田翼委員は、十月一日再任された。

叙位・叙勲

○叙位

（山形大学名誉教授）
従四位に叙する　浅井　慶一
正八位　北嶋　一孝
正五位に叙する
従五位に叙する　石崎外志雄
　赤羽　三司　香下　雄司　小林　峰雄
　知念　績昭　村下　勲
正六位に叙する（各通）　小林きよ子　長峰　廣光
　本田　行男　山本　壽信
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する　矢野　昌
（兵庫県警部）
従七位に叙する（各通）（以上九月十一日）　鈴木　洋一
（静岡大学名誉教授）　中家　裕樹
正四位に叙する　杉山　明博
　坂本　嗣郎　佐々木洋一
　知花　昌徳　安友　治夫
従五位に叙する（各通）　陶山　正二
　石黒　洋　貞野　誠次
　松岡　禎夫　宮野　修二
正六位に叙する（各通）　筒井　崇
　山市　忠男

荒瀬　稔　尾形　信之
川崎　吉幸　九町　正昭
杉山　幸子　谷上久志朗
福田　敏　藤原　伸彦
吉田　誠
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
従七位に叙する（以上九月十二日）
加藤　仁孝　川勝　健二
田中　勉　野坂　隆
星子　精健　安田　之彦
正六位に叙する（各通）
上田　勝幸　片岡　義朗
坂倉　宣雄　佐藤　正昭
高橋　善作　田中　雅代
矢島　昭一
従六位に叙する（各通）
剣持　豊彦
正七位に叙する（各通）
（村山市消防司令）
従七位に叙する（以上九月十三日）
（東京大学名誉教授）
（京都大学名誉教授）
正四位に叙する（各通）
（名古屋市立大学名誉教授）
従四位に叙する
足立　昭
正五位に叙する（各通）
高橋　秋夫
従五位に叙する（各通）
安藤　伸吾　生野　弘道
上田　文夫　佐野正二郎
正六位に叙する（各通）
青山　直衛　東　孝司
（神奈川県職員）
大森　康敏　金子進一郎
芝本　謹一　松崎　政行
藪田　一昭　渡辺　貞丸
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する

香川　信雄
佐々木　悟
徳吉　眞次
松田　康仁
石川　雅一
越智　時繁
澤畠　一夫
藤原　清隆
小西　晃
高杉　茂
中村　文成
吉田　政勝
穐葉　真樹
倉光　修
佐藤　文隆
松井　宣夫
布施　玉喜
中沢　宣雄
井上　和男
松平　恭司
安藤　次朗
大場　勇人
近藤千代太郎
安井　一夫
松村三十四

木口　元　杉尾　千年　南部　靖喜
従七位に叙する（各通）（以上九月十四日）
松浦　芳昭
従五位に叙する
青木　松男
正六位に叙する
根本冨士雄　藤上　博美　米田　龍二
正七位に叙する（各通）（以上九月十五日）
久保　伸一
正七位に叙する
清水紀久男
従七位に叙する（以上九月十六日）
西山　克郎
正六位に叙する（九月十七日）
竹林　秋雄
従六位に叙する（九月二十一日）
○叙勲
上田　勝幸
旭日双光章を授ける
本間　金廣
旭日単光章を授ける（以上九月十三日）
赤塚　功
伊勢田　勉
（青森県東通村議会議員）
政岡　哲弘
（津山市議会議員）
旭日単光章を授ける（各通）（九月十四日）
北嶋　一孝
瑞宝小綬章を授ける
知念　績昭　深澤　實
瑞宝双光章を授ける（各通）
鈴木　洋一
瑞宝単光章を授ける（以上九月十一日）
坂本　嗣郎　安友　治夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
石黒　洋　尾形　信之
石川　雅一　川崎　吉幸　九町　正昭
越智　時繁　佐々木洋一　徳吉　眞次
佐々木　悟　吉田　誠
宮野　修二
瑞宝双光章を授ける（各通）
高橋　三郎　谷上久志朗
藤原　伸彦　松田　康仁
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十二日）
加藤　仁孝　高杉　茂
田中　勉　田中　雅代
高橋　善作
星子　精健
瑞宝双光章を授ける（各通）

（村山市消防司令）
穐葉　真樹
剣持　豊彦　小西　晃　實松　浩洋
丸山　貢　吉田　政勝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十三日）
倉光　修
（東京大学名誉教授）
松井　宣夫
（名古屋市立大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける（各通）
青山　直衛
（神奈川県職員）
大場　勇人
金子進一郎　木口　元
中沢　宣雄
武藤　健治　安井　一夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
杉尾　千年　松村三十四
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十四日）
青木　松男　浅野　勇　松浦　芳昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
根本冨士雄　米田　龍二
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十五日）
清水紀久男
丸山　貢　吉田　政勝
瑞宝単光章を授ける（九月十六日）
西山　克郎
瑞宝双光章を授ける（九月十七日）

皇室事項

認証官任命式

十月十六日午後七時四十五分、宮中において、特命全権大使鷲見周久、同佐野豪俊、同前川信隆、同丸山浩平、同仲條一哉、同野村護、同平野隆一、同市川恵一、同久野和博、同米谷光司、同戸島仁嗣、同石橋洋信及び同関口昇の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域
区域
鳥栖市原町字笹尾一〇八〇番から同市曽根崎町ウグメ田一四六三番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日
令和七年十月二十二日
(七) 図面縦覧場所
九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県塗料製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年10月21日

兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,099円」を「１時間1,158円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和７年10月20日をもって満了した。

令和７年10月21日

人事院事務総局人材局企画課長　澤田　晃一

記

2022年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）法務区分

令和７年度の衛生管理者試験の実施に関する公示

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和37年運輸省令第43号）第11条の規定に基づき、令和７年度の衛生管理者試験の実施について次のとおり公示する。

令和７年10月21日

国土交通大臣　中野　洋昌

１．試験日及び時間

令和７年12月８日（月）

筆記試験（労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、保健指導、薬物、労働衛生法規）

10：00～12：00（２時間）

実技試験（救護処置、看護法）

13：30～17：00（３時間30分）

２．試験地

神奈川県横浜市関東運輸局（神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎）

３．受験手続

衛生管理者試験受験申請書に必要事項を記入し、関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課（神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎）に提出すること。

なお、郵送により申請する場合は、書留郵便にて送付すること。また、受験票を郵送するので、定形郵便用サイズで宛先を記載した返信用封筒及び郵便切手460円分を同封すること。

４．受験手数料

5,400円に相当する収入印紙

５．受付期間

令和７年10月21日（火）から令和７年11月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後４時まで。

なお、郵送による申請の場合は、令和７年11月21日（金）の消印のあるものまで有効とする。

６．合格者の発表日時及び場所

合格者の発表は、令和８年１月15日（木）午前10時に、国土交通省海事局及び関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課において発表する。

７．その他

受験手続の詳細については、国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/about/file000070.html）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、国土交通省海事局船員政策課又は神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課に問い合わせ可能である。

掲　載

令和７年８月中国際収支状況（速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	８　月	前　月	前年同月
貿易・サービス収支	−840	−8,849	−4,645
（対前年同月比）	（−81.9）	（−15.0）	（−55.9）
貿易収支	1,059	−1,894	−3,856
（対前年同月比）	（—）	（−58.8）	（−48.5）
輸出	83,596	90,063	83,935
（対前年同月比）	（−0.4）	（−4.9）	（6.2）
輸入	82,537	91,956	87,790
（対前年同月比）	（−6.0）	（−7.4）	（1.5）
サービス収支	−1,899	−6,956	−790
（対前年同月比）	（140.5）	（19.6）	（−74.0）
第一次所得収支	42,986	40,746	48,596
（対前年同月比）	（−11.5）	（−11.6）	（30.3）
第二次所得収支	−4,388	−5,054	−4,289
（対前年同月比）	（2.3）	（103.1）	（39.2）
経常収支	37,758	26,843	39,661
（対前年同月比）	（−4.8）	（−19.1）	（67.4）
資本移転等収支	−163	−163	−242
直接投資	26,146	10,755	30,026
証券投資	−16,945	−30,231	105,535
金融派生商品	5,929	6,038	−10,639
その他投資	−2,722	31,176	−88,228
外貨準備	5,978	2,542	4,502
金融収支	18,387	20,280	41,196
誤差脱漏	−19,209	−6,400	1,776

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

令和７年４～６月中国際収支状況（第２次速報）

財　務　省
（単位：億円、％）

項　目	４　月	５　月	６　月	４～６月
貿易・サービス収支	−7,754	−3,710	2,831	−8,633
（対前年同月〈期〉比）	（−43.3）	（−67.7）	（17.2）	（−62.1）
貿易収支	−437	−5,111	4,516	−1,032
（対前年同月〈期〉比）	（−93.1）	（−53.5）	（−22.2）	（−91.1）
輸出	87,933	80,961	89,506	258,400
（対前年同月〈期〉比）	（4.3）	（−0.7）	（−2.6）	（0.3）
輸入	88,370	86,071	84,990	259,432
（対前年同月〈期〉比）	（−2.5）	（−6.9）	（−1.2）	（−3.6）
サービス収支	−7,317	1,401	−1,685	−7,602
（対前年同月〈期〉比）	（−0.2）	（—）	（−50.3）	（−32.3）
第一次所得収支	35,442	42,662	15,147	93,251
（対前年同月〈期〉比）	（−10.7）	（−2.4）	（−8.8）	（−6.8）
第二次所得収支	−5,547	−4,986	−4,668	−15,201
（対前年同月〈期〉比）	（34.0）	（82.4）	（237.2）	（84.1）
経常収支	22,141	33,966	13,310	69,417
（対前年同月〈期〉比）	（1.2）	（15.2）	（−24.5）	（0.6）
資本移転等収支	−250	−1,020	−584	−1,854
直接投資	18,636	18,327	36,653	73,617
証券投資	−111,588	19,295	−31,535	−123,828
金融派生商品	−6,767	100	5,417	−1,250
その他投資	123,697	−5,302	1,177	119,572
外貨準備	3,100	7,874	1,497	12,471
金融収支	27,078	40,295	13,209	80,582
誤差脱漏	5,188	7,349	483	13,019

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月21日

四国地方整備局長　豊口　佳之

１　処分をした年月日　令和７年10月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＴＯＴＯ四国販売株式会社　安東　和宏　香川県高松市国分寺町新居382―１　国土交通大臣許可（般特―03）第24994号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年10月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第６条の２の規定に基づく権限のある当局の認定

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第６条の２第６項の規定に基づく申請があり、同条第１項の規定に基づく認定を行ったので、同条第12項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月21日

国税庁長官　江島　一彦

認定対象者　Houlihan Lokey, Inc.

本店所在地　10250 Constellation Blvd. 5th Fl. Los Angels, CA 90067 USA

認定日　令和７年10月１日

認定対象所得　配当所得

相手国の名称　アメリカ合衆国

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０４０号

東京都新宿区西新宿３丁目３番13号　西新宿水間ビル２Ｆ

清算株式会社　ルノハ株式会社

1　決定年月日　令和７年10月６日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第７号

北九州市戸畑区初音町８―18ウィングス戸畑1007

清算株式会社　北九州アッシュリサイクルシステムズ株式会社

1　決定年月日　令和７年10月７日

2　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０５４号

東京都中央区日本橋２丁目１番14号日本橋加藤ビルディング６階弁護士法人ＰＬＡＺＡ総合法律事務所内

清算株式会社　株式会社ラックナム

代表清算人　小幡　朋弘

1　決定年月日　令和７年９月29日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　各協定債権者は清算株式会社に対し、各協定債権について、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。

2　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者額の割合に応じて弁済する。

この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十月二十一日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号丸の内二重橋ビルディング

（甲）デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社

代表社員　福島　和宏

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号丸の内二重橋ビルディング

（乙）デロイトトーマツコンサルティング合同会社

代表社員　神山　友佑

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号丸の内二重橋ビルディング

（丙）デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社

代表社員　岩村　篤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十六日

掲載頁　七十一頁（号外第一六三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月十六日

掲載頁　五十七頁（号外第八号）

令和七年十月二十一日

東京都台東区東上野一丁目一番一四号

（甲）株式会社大都製作所

代表取締役　木原　海鵬

名古屋市中村区畑江通二丁目一七番地

（乙）株式会社遊技機会館

代表取締役　木原　茂成

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　十一頁

（乙）http://www.iromgroup.co.jp

令和七年十月二十一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

（甲）ビー・エックス・ジェイ・ビー・ツー・ホールディング株式会社

代表取締役　坂本　篤彦

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

（乙）株式会社アイロムグループ

代表取締役　森　豊隆

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終事業年度に係る貸借対照表は、各組合の主たる事務所に備え置いております。

令和七年十月二十一日

神奈川県横須賀市佐島三丁目五番一号

（甲）湘南漁業協同組合

代表理事　福本　憲治

神奈川県逗子市小坪五丁目二〇番四号

（乙）小坪漁業協同組合

代表理事　大竹　清司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十一日

静岡県静岡市駿河区丸子六二九〇―二九

（甲）株式会社ネオリックス

代表取締役　小山　悠介

静岡県静岡市駿河区北丸子二丁目二九―七

マウントテラス一〇一号室

（乙）よりごころ株式会社

代表取締役　小山　悠介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月二十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一一九頁（号外第一九六号）

令和七年十月二十一日

大阪市中央区南船場三丁目四番二六号

（甲）株式会社宝美堂

代表取締役　渡邉　智浩

大阪市中央区南船場三丁目四番二六号

（乙）株式会社Ｇｏｄ　Ｗａｙ

代表取締役　渡邉　智浩

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十月十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一九八頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月八日

掲載頁　二頁

令和七年十月二十一日

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目一番三号

（甲）イワタニ近畿株式会社

代表取締役　根本有二郎

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅一五八二番地

（乙）湯浅プロパン燃料株式会社

代表取締役　谷口智姫子

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割により乙は甲の医薬事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十月二十一日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

（甲）日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長　寺畠　正道

大阪市中央区道修町三丁目一番八号

（乙）塩野義製薬株式会社

代表取締役会長兼社長ＣＥＯ　手代木　功

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により中三エス・ティ株式会社（乙、住所東京都台東区寿三丁目一〇番一〇号）の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、当社は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割の決定をしております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　四十八頁（号外第一七八号）

令和七年十月二十一日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

日販グループホールディングス株式会社

代表取締役　富樫　建

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の投資事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月十二日

掲載頁　二頁

令和七年十月二十一日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）ディライトワークス・キャピタル

株式会社

代表取締役　髙田隆太郎

代表取締役　杉山　直人

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（乙）ディライトワークス株式会社

代表取締役　庄司　顕仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲がその営む介護福祉事業に関連する法人の株式及び基金返還請求権を所有及び管理する事業に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十月二十一日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（甲）株式会社ＬＣ開発

代表取締役　今井　良典

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（乙）株式会社ＬＣ―０１

代表取締役　岡田　恭直

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一二五頁（号外第二二七号）

令和七年十月二十一日

岡山県津山市瓜生原七〇九番地一津山中核工業団地

（甲）株式会社Ｍ．Ｅ．Ｉ

代表取締役　松田　幸一

大阪市生野区田島五丁目四番二二号

（乙）マツムラ電子工業株式会社

代表取締役　松村　智香

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社サンレーゆいまーるホールディングス（住所沖縄県那覇市壺川三丁目一番地七）に対して当社の資産運用事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。確定した最終の事業年度はありません。

令和７年10月21日

北九州市小倉北区上富野四丁目一番二五号

日生殖産株式会社

代表取締役　佐久間庸和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月三日であり、組織変更後の商号は経営総合研究所株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

福島県伊達市保原町東台後一五―三

ＣＫＩ合同会社

代表社員　一條　純規

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

東京都江戸川区瑞江二―一四―一鈴木ビル四階

合同会社ＲＣＳ

代表社員　赤城　拓哉

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十九日

掲載頁　八十二頁（号外第一一八号）

令和７年10月21日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号虎ノ門ヒルズ森タワー一八階

ＩＭＰＡＸアセットマネジメント株式会社

代表取締役　ダレン・ジョンソン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

東京都練馬区南大泉五丁目三五番地六号

ＢＬハウス二Ｆ　合同会社ヒビノクラシ

代表社員　児玉　雄大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十五日であり組織変更後の商号は株式会社ＦＵＢＡＲとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

東京都大田区西蒲田六丁目三二番一一号

ＪクリエイトＩ　ＦＵＢＡＲ合同会社

代表社員　齋藤　優輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

神奈川県川崎市川崎区浅田二―九―六

合同会社城間装業ＭＡＳＴＥＲ，Ｓ

代表社員　城間　勝也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

神奈川県川崎市川崎区日進町二六―一一

トーア川崎マンション九〇六

合同会社日向端電設

代表社員　日向端迪凱

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

横浜市旭区若葉台一丁目三番一三〇一号

Ｊｕｓｔｉｔｉａ　ｐａｒｔｎｅｒｓ合同会社

代表社員　西尾　恵子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、組織変更後の商号はＲｉｇｈｔ　Ｔｕｒｎ　Ａｒｏｕｎｄ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

広島市安佐南区祇園三丁目二五番二三―二〇一号

Ｒｉｇｈｔ　Ｔｕｒｎ　Ａｒｏｕｎｄ合同会社

代表社員　竹板　宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年10月21日

佐賀市愛敬町十番十八号

合名会社暁不動産

代表社員　楠田　玲子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年10月21日

東京都港区六本木三丁目二番一号

ＦＣＩ２株式会社

代表取締役　木場　亮太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千二百六十五万九千六十円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月五日であり、株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://robotics.tokyo/

令和７年10月21日

東京都文京区水道一丁目一二番一五号

東京ロボティクス株式会社

代表取締役　坂本　義弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和７年10月21日

東京都世田谷区上祖師谷一丁目八番二号

有限会社梓造園土木

代表取締役　畠山　剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百九十五万五百円減少し、資本金九千万円、資本準備金二千九十五万五百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　七十七頁（号外第八十七号）

令和７年10月21日

東京都目黒区上目黒一丁目一四―六メゾンベルウッド一階店舗区画

アンドスピリッツ株式会社

代表取締役　黒田　亜衣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十日

掲載頁　一二〇頁（号外第二二七号）

令和７年10月21日

三重県津市森町一九四五番地一一

株式会社マツダコスモ

代表取締役　松田　好旦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月二十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社につき最終事業年度はありません。

令和七年十月二十一日

北九州市小倉北区宇佐町一丁目五番一二号一Ｆ

株式会社エレコス

代表取締役　岩崎　尚将

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　一一六頁（号外第一三八号）

令和七年十月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号

高新ＰＥＴＦＩＬＭ投資株式会社

代表取締役　本多　聡

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千五百万円、資本準備金の額を二億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　十一頁

令和七年十月二十一日

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

株式会社ひらく

代表取締役　染谷　拓郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jamplatform.com/jfm

令和七年十月二十一日

東京都千代田区神田錦町三丁目一七番一

ＪＡＭＰファンド・マネジメント株式会社

代表取締役　大原　啓一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千九百六万二千五百円、資本準備金の額を七億千三百八十六万三百八十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://linkage-inc.co.jp

令和七年十月二十一日

東京都中央区銀座一丁目一九番一四号ＧＩＮＺＡＯＮＥＢＵＩＬＤＩＮＧ七階

株式会社リンケージ

代表取締役　生駒　恭明

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千九百五十万円、資本準備金の額を二億一千七百一万八千八百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jpmorgan.co.jp/ja/financial-information

令和七年十月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

ＪＰモルガン・マンサール投信株式会社

代表取締役　マ・ユウ

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

横浜市神奈川区千若町二丁目一番地

株式会社キヨミヤ

代表取締役　清宮　徳行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十月二十一日

横浜市港北区樽町三丁目一二番三五号

武蔵精機株式会社

代表取締役　吉田　剛士

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、存続会社である甲は、資本金の額を五千五十万円減少することにいたしました。

この合併又は資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　四頁

令和七年十月二十一日

東京都千代田区外神田三丁目一六番一二号

アキバＣＯビル八Ｆ

（甲）株式会社ＧＳＣＷ１

代表取締役　岩佐厳太郎

静岡市葵区南二丁目九番一四号

（乙）株式会社トイズキャビン

代表取締役　山西　秀晃

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千九百八十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0100/index.html

令和七年十月二十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アブレフ・ジャパン・ワン特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十一万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0101/index.html

令和七年十月二十一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アブレフ・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子